諮問庁:厚生労働大臣

諮問日:平成30年7月25日(平成30年(行個)諮問第134号)

答申日:平成30年12月25日(平成30年度(行個)答申第160号)

事件名:本人による離職理由に係る異議申立てに関して特定事業所が提出した

離職経過書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の2の文書に記録された保有個人情報(以下「本件対象保有個人情報」という。)につき、その一部を不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分のうち、別紙の3に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(以下「法」という。)12条1項の規定に基づく開示請求に対し、東京労働局長(以下「処分庁」という。)が、平成30年4月18日付け東労発総個開第29-1166号により行った一部開示決定(以下「原処分」という。)について、別紙の2の文書の開示を求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、要旨以下のとおりである。

本件対象保有個人情報を開示しても今後のハローワークの業務を害する おそれはなく、法14条7号柱書きに該当しないので、本件対象保有個人 情報のうち印影を除く部分の開示を求める。

また、法16条にある裁量的開示の適用を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

審査請求人は、平成30年3月6日付けで、処分庁に対して、法12条1項の規定に基づき、「私が平成27年7月頃特定公共職業安定所Aに離職証明書の離職理由について異議申し立てた件に対する会社の回答を含む書類一式。会社名:特定事業所」に係る開示請求を行った。

これに対して、処分庁が原処分を行ったところ、審査請求人がその取消 しを求めて、平成30年5月8日付け(同月15日受付)で審査請求を提 起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、法14条2号、3号イ及び7号柱書により部分開示とした原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものと考える。

3 理由

(1) 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、審査請求人が特定公共職業安定所Aに離職証明書の離職理由について、異議を申し立てた件に関する会社の回答を含む文書(以下「本件対象文書」という。)であり、次に掲げる文書により構成される。

- ア 審査請求人の記載した「雇用保険受給者に関する申告書」及び基本 手当の受給資格決定に係る文書
- イ 特定公共職業安定所Aから特定公共職業安定所Bに対する「雇用保 険被保険者離職票の補正について(依頼)」
- ウ 審査請求人の記載した「離職理由に係る申立書」及び退職願の写し 等
- エ 特定公共職業安定所 B から特定公共職業安定所 A に対する「雇用保 険被保険者離職票の記載事項の補正について(回答)」
- オ 特定事業所より特定公共職業安定所Bに提出のあった「離職経過書」 及び退職願の写し
- カ 審査請求人に係る「雇用保険被保険者離職証明書(安定所提出 用)」,「雇用保険被保険者離職票-1」及び「雇用保険被保険者離 職票-2」

(2) 不開示情報該当性について

本件対象文書の不開示部分には、特定事業所の職員の印影に関する情報があり、当該部分は、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができる情報であるため、法14条2号に該当し、かつ同号ただし書きイからハのいずれにも該当しないことから、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

また、対象文書の不開示部分には、特定事業所の印影に関する情報があり、開示することにより、当該事業所の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、法14条3号イに該当することから、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

さらに、対象文書の不開示部分には、特定公共職業安定所 B が特定事業所から聴取した離職理由に係る離職の経緯及び経緯に関する参考情報が記載されている。離職理由は、雇用保険の受給資格において基本手当を受給できる日数等に影響があるため、これらの情報は離職区分を判断する上で重要な情報となる。

仮にこれらの情報が開示されることとなれば、事業所が離職理由に関する率直な主張を行いにくくなるなどにより、労働者の離職時の状況に

関する正確かつ詳細な情報の事業者からの収集が阻害され、公共職業安定所における離職区分の適正な判断が困難となり、雇用保険業務の適正な遂行に支障を及ぼし、雇用保険の基本手当の不適切な支給につながるおそれがあるため、当該情報については、法14条7号柱書きに該当することから、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(3) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求の理由として、審査請求書の中で、「通常、離職理由の異議申し立てに対する会社回答の開示を求められるケースとしては、自己都合退職から会社都合退職への離職理由の変更が認められなかったケースが多いことを伺いました。それに対し本件は、離職理由の変更が自己都合から会社都合に認められたケースです。つまり、今後ハローワークの業務を害する恐れはないと考えられる事案です。」等と主張しているが、上記(2)で述べたとおり、法13条に基づく開示請求に対しては、開示請求対象保有個人情報ごとに法14条各号に基づいて開示、不開示を判断しているものであり、審査請求人の主張は、本件対象保有個人情報の開示決定の結論に影響を及ぼすものではない。

※理由説明書の下線部に誤植があり、当審査会事務局で訂正した。

4 結論

以上のことから、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

① 平成30年7月25日 諮問の受理

② 同日 諮問庁から理由説明書を収受

③ 同年8月24日 審査請求人から意見書を収受

④ 同年9月6日 審議

⑤ 同年11月29日 本件対象保有個人情報の見分及び審議

⑥ 同年12月20日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

処分庁は、別紙の1の文書に記録された保有個人情報の一部について、 法14条2号、3号イ及び7号柱書きに該当するとして不開示とする原処 分を行った。

これに対し、審査請求人は、審査請求書及び意見書の記載から、別紙の 2の文書に記録された保有個人情報(本件対象保有個人情報)の不開示部 分のうち、印影を除く部分の開示を求めているが、諮問庁は、原処分を妥 当としていることから、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、 審査請求人が開示すべきとする部分の不開示情報該当性について、以下、 検討する。

2 不開示情報該当性について

審査請求人が開示すべきとする部分には、特定公共職業安定所Bが特定事業所から聴取した離職理由に係る離職の経緯及び経緯に関する参考情報が記載されているが、別紙の3に掲げる部分は、本件対象文書のうち「雇用保険被保険者離職票-2」に記載されている情報であって、原処分において開示されている部分から推認できる情報であり、審査請求人が知り得る情報であると認められ、これを開示しても、雇用保険業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないことから、法14条7号柱書きに該当せず、開示すべきである。

その余の部分は、これを開示すると、特定事業所が離職理由に関する率直な主張を行いにくくなるなどにより、労働者の離職時の状況に係る事業者からの情報の収集が阻害され、公共職業安定所の行う離職区分の判断の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

- 3 審査請求人のその他の主張について
- (1)審査請求人は、審査請求書及び意見書において、法16条による裁量 的開示をすべきである旨主張している。

しかしながら、上記2において不開示情報に該当すると判断した部分については、これを開示しないことにより保護される利益を上回る、個人の権利利益を保護するための特段の必要性があるとは認められないことから、法16条による裁量的開示をしなかった処分庁の判断に裁量権の逸脱又は濫用があるとは認められない。

- (2) 審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断 を左右するものではない。
- 4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号、3号イ及び7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分のうち、別紙の3に掲げる部分を除く部分は、同号柱書きに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、別紙の3に掲げる部分は、同号柱書きに該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子,委員 葭葉裕子,委員 渡井理佳子

別紙

1 本人が平成27年7月頃特定公共職業安定所Aに離職証明書の離職理由 について異議申し立てた件に対する会社の回答を含む書類一式。

会社名:特定事業所

- 2 特定事業所より特定公共職業安定所Bに提出のあった「離職経過書」
- 3 特定事業所より特定公共職業安定所 B に提出のあった「離職経過書」 「経過」欄の最終行 3 文字目ないし最終文字